

世界の課題とJICAの役割

「人間の安全保障」の実現を目指して

近年、世界の地政学的な緊張が高まり、法の支配に基づく国際秩序や協調が重大な挑戦に直面し、国際社会の分断のリスクが深刻化しています。また気候変動による水害や干ばつなど自然災害の激甚化・頻発化、感染症の流行、食料やエネルギー価格の高騰、経済成長の減速と格差拡大などによる複合的危機は、全人類にとっての脅威であり、各国でその対応が政治的・社会的な課題となっています。特に開発途上国の貧困層など、脆弱な立場に置かれた人々により深刻な影響をもたらし、人間の安全保障を脅かしています。

また複数の国では、危機対応に対する国民の不満を背景に政権交代や政権基盤の弱体化など政治変動が起こり、国際社会における複合的危機や国際秩序に大きな影響を与えています。

こうしたなかで、価値観の相違や利害の衝突など

を乗り越え、世界各国が協力し合うことがかつてないほど求められ、日本が国際社会と協力し、対話と協調を図ることが重要になっています。日本政府は人間の安全保障をあらゆる開発協力に通底する指導理念に位置付けています。人間の安全保障が目指すのは、すべての人々が恐怖や欠乏から免れ、個々の人間としての尊厳が尊重される状態です。

このような課題に対応するため、JICAでは20の課題に対する課題別事業戦略をJICAグローバル・アジェンダとして定め、国別開発協力方針およびJICA国別分析ペーパーに沿った国・地域別の戦略や分析と組み合わせることで、事業の戦略性を強化しています。また、人々の命や暮らし、尊厳を脅かすリスクや脆弱性を分析・考慮し、そうした危機を予防し対処するための保護とエンパワメントを実践することで、人間の安全保障の実現する社会を目指します。

JICAならではの協力

JICAは、日本政府による二国間協力の中核を担う実施機関として、多様な協力スキームを組み合わせ、開発途上国の幅広いニーズに応え、自立的な発展を支えています。その際、日本自身が発展の過程で培った知見や経験、長年の開発協力を通じて醸成してきた国内外の信頼を基盤として、現場に根差した対話や多様な関係者との共創により、協力の価値を高めています。

2025年に60周年を迎えたJICA海外協力隊や災害時の迅速な対応を担う国際緊急援助隊をはじめとする日本らしい「顔の見える協力」は、二国間の信頼関係構築に貢献してきています。近年では協力の領域や手法を柔軟に改善し、高度化・複雑化する開発課題に対応しています。

「開発協力大綱」に示される基本方針

- 平和と繁栄への貢献
- 「人間の安全保障」が指導理念（人への投資、人間中心の開発、複合的危機への対応）
- 相手国の自立的な発展を支える協力（対等に学び合う双方向の関係）
- 相手国や多様なパートナーとの対話と協働を通じた新たな解決策と社会的価値の「共創」及びその解決策と価値の日本社会への環流
- 包摂性、透明性及び公正性に基づく国際的なルールの普及と実践

共創と革新、その先の環流

複合的危機が顕在化するなかで、社会課題の解決には、相手国政府や民間企業、市民社会、地方自治体、大学・研究機関など多様なパートナーとの連携により新たな価値を生み出す「共創」が必要です。JICAは共創を通じて各国との信頼を深め、複雑化する課題や新しい課題に対応するため、ニーズや時代に合わせて絶えず事業や解決策を「革新」していきます。

こうして得られた知見や経験が、翻って日本の社会課題の解決に役立ったり、共創により生まれた革新的な解決策が他の国に共有されたりする事例が生まれています。JICAは、開発途上国での課題解決の知見や経験を日本の課題解決にも生かし、双方向で発展させ合うことで、日本のみならず世界の各地へ「環流」させ、社会的な付加価値を創造していきます。

改正 JICA 法や制度改善を通じた新しい手法の導入

2025年4月に成立・施行された「独立行政法人国際協力機構法の一部を改正する法律」を踏まえ、制度改善や協力パートナーの拡充を進めています。その一つとして、民間資金の動員を促進すべく、債券取得やポートフォリオ保証などを通じて金融手法の拡充と成果連動型海外投融資の導入に取り組んでいます。また、課題解決力を有するパートナーとの連携を強化するため、日本の学校や独立行政法人、海外の団体を草の根技術協力の対象に加え、2025年度はこうした団体から事業の応募・提案が寄せられました。さらに、第三者弁済や直接契約を導入することで無償資金協力の迅速性を強化しており、2025年度はモザンビークとベリーズの案件に第三者弁済方式を導入しました。

JICA法が改正され、柔軟で効率的な財務の実現に向けて国際機関など政府以外からの長期借入れに加え、中断中の無償資金協力事業で当面支払い予定のない資金を国庫に返納または翌事業年度まで他の事業に充当することが可能になりました。また、ファンドの劣後階層への出資などの触媒的な出資により、民間資金が投資可能な事業性を確保する「ブレンデッド・ファイナンス」も可能になりました。その第1号案件として、2026年3月に「アフリカ気候テックスタートアップ投資促進事業」への出資契約に調印しました。

これらの新たな業務をこれまでJICAが培ってきた協力メニューと効果的に組み合わせることで、多様なパートナーとの共創をさらに進めます。

関連情報 外務省ウェブサイト >>>> 独立行政法人国際協力機構法の一部を改正する法律案 (概要)

ブレンデッド・ファイナンスのストラクチャー例

